

「スーパーコンピューター導入手続」の一部改正について

平成 1 1 年 4 月 2 6 日

アクション・プログラム実行推進委員会

第 2 9 回アクション・プログラム実行推進委員会決定

我が国政府は、「スーパーコンピューター導入手続」（平成 7 年 3 月 2 7 日第 2 4 回アクション・プログラム実行推進委員会最終改正）を別紙のとおり一部改正する旨決定する。

「スーパーコンピューター導入手続」の一部改正

1. 「5GFLOPS以上」を「50GFLOPS以上」に改正する。
2. 上記1. の改正は、平成11年5月1日より実施する。